

37

年 月 日	勞働者総数		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	男	女			
三月二十五日	六八三	五九	計	三月二十五日	三月二十五日
		七四二	計	四月五日 (罷業二日)	四月五日 (罷業二日)
年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日
年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日

門司市日本橋町三〇〇
セメント株式會社門司工場

生産品種類
セメント製造及樽製造

争議解決
三月二十五日生産制限ノ結果トシテセメント樽ノ製造ヲ廢止シ何人経営(従来セメント樽ノ三分一ヲ製造シ居タル)下関市考島相原工場ニ之カ全部ヲ請負ハシムル關係ヨリ容易課職工二一五名中七〇名ヲ一時解雇シ之ヲ相原工場ニ引継クベシ表シタルガ本件ハセメント労付組合門司支部多年ノ及好決議事項ナリシヨリ會社ノ處置不法ナル勞付組合渾圧ナリト曲解シ目録ノカニヨリ之カ撤回ヲ迫リ併セテ諸種ノ待遇改善ヲ計リ目的ノ貫徹ニヨリ組合拡大ハ勿論政治運動ニ反映セシメントスル組合幹部ノ策動ニヨルモノナリ

一、一昨年ノ争議解決事項即時實施
二、三交替ニシテ減収復活

38

年 月 日	勞働者総数		年 月 日	年 月 日	年 月 日
	男	女			
三月二十五日	六八三	五九	計	三月二十五日	三月二十五日
		七四二	計	四月五日 (罷業二日)	四月五日 (罷業二日)
年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日
年 月 日	年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日	三月二十五日

門司市日本橋町三〇〇
セメント株式會社門司工場

生産品種類
セメント製造及樽製造

争議解決
三月二十五日生産制限ノ結果トシテセメント樽ノ製造ヲ廢止シ何人経営(従来セメント樽ノ三分一ヲ製造シ居タル)下関市考島相原工場ニ之カ全部ヲ請負ハシムル關係ヨリ容易課職工二一五名中七〇名ヲ一時解雇シ之ヲ相原工場ニ引継クベシ表シタルガ本件ハセメント労付組合門司支部多年ノ及好決議事項ナリシヨリ會社ノ處置不法ナル勞付組合渾圧ナリト曲解シ目録ノカニヨリ之カ撤回ヲ迫リ併セテ諸種ノ待遇改善ヲ計リ目的ノ貫徹ニヨリ組合拡大ハ勿論政治運動ニ反映セシメントスル組合幹部ノ策動ニヨルモノナリ

一、一昨年ノ争議解決事項即時實施
二、三交替ニシテ減収復活

三、容器係復活
四、解雇絶對及對
五、団体協約権ノ確認

第一項中 (ハ) 解雇手当ノ制定 (ニ) 退職手当ノ改正
右二項ハ數ヶ月以内(可及的早ク)ニ制定発表スルコト

(イ) 職工就業規則及施行細則ハ可成時代ノ進運ニ適合スル
修正ニ努カスルコト

(ロ) 昇給賞與其他ノ諸遇ハ公平ナル取扱ヲナスコト

(ハ) 不具廢疾工ハ出來得ル限り適當ノ仕事ヲ調査ノ上仕事セシメ優遇スルコト

(ニ) 老朽職工ニシテ現在ノ作業苛酷ナリト認めラレハ、若ハ容易ナル作業ニ転セシムル様努カスルコト

(ホ) 授乳所ヲ適當ノ箇所ニ選定シ直チニ設置スルコト

第二項中 三交代制ニ依ル減収ハ會社ノ業績ノ復活ヲ待テ緩和スル様努カスルコト

其他 (イ) 罷業中ノ不勤務ハ皆勤賞與ノ算定ニ影響セシメザルコト
(ロ) 争議因倒ハ今回争議ニ関係スル者八名以内ノ解雇ヲ承認スルコト
(ハ) 會社ノ争議因倒ニ對シ全一封印支給スルコト

調停者門司警察署長山縣市天。 事業主団体 福岡県工総聯合會 工親會 門司工場
懇話會。 水産労働団体 日本労働同盟セメント労働組合 門司支部 日本連員聯合門司支部 外五組合。